

新潟市特定事業主行動計画の一部改訂について（変更点）

1 男性の育児休業取得率の目標変更

「こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)において、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年度までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げることとされました。

男性の家事・育児関連時間を増やすことにより、共働き・共育てを定着させ、「男性育休は当たり前」になる社会を実現するためには、公務員が率先して、このような高い目標に向けて育児休業の取得に取り組むことは大変重要です。

また、令和4年度の本市における男性の育児休業取得率は47.7%とすでに目標である30%を達成していることから、特定事業主行動計画における数値目標を下記のとおり変更します。

【男性の育児休業取得率】

改正後	令和6年度及び令和7年度	
	市長部局等	85%以上（取得期間1週間以上）
	消防局	50%
	水道局	50%
	市民病院	50%

改正前	令和6年度	令和7年度
	28%	30%

2 改訂期日

令和6年4月1日